

平成 29 年度障害福祉施設等危機管理講習会

次第

- 1 挨拶

- 2 講習会趣旨説明

- 3 講義（約 50 分）
障害福祉施設における防犯対策について
危機管理とは
防災と防犯の取組の違い
過去の事例から学ぶべき事

（休憩 10 分）

- 4 防犯マニュアル作成の要点と意図（約 30 分）

- 5 質疑

- 6 アドバイザー派遣事業について

お帰り際には、アンケートの記載をお願いいたします。

障害福祉施設等 危機管理講習会

第1回 平成29年8月9日
第2回 平成29年8月23日

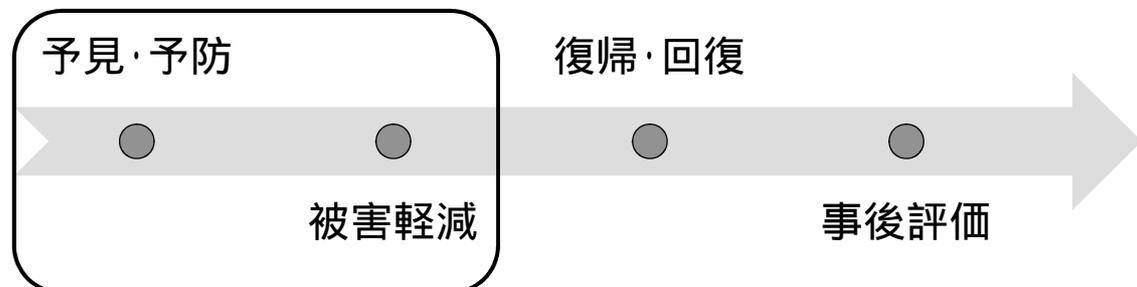
神奈川県障害福祉課

危機管理 (Crisis Management)

・インシデント(ひやりはっと)分析
・各種手順書、マニュアル
・ヒューマンエラー防止

・緊急時マニュアル
・対処訓練
・連絡網整備

・事例検討、事故分析
・マニュアル等の見直し



主に予防に視点を向けているのが、
リスク管理 (Risk Management)

法令上の義務としての危機管理

障害福祉サービスの場合

- 利用者の病状急変等に備えた緊急時等の対応義務
- 非常災害対策
 - 対策設備の整備
 - 計画策定、連絡体制の整備、従業者への周知
 - 定期的な訓練の実施

非常災害 火災、地震(津波)、風水害、土砂災害など
(個別計画とする必要はなく、一括したもので可)

防犯への対策

- これまで、利用者が出て行ってしまふことについての事故防止という視点は一般的だった(特に知的障害分野において)
- 防犯対策の要点
 - 防犯や連絡の体制構築
 - 日頃からの警察等との協力・通報体制構築
 - 地域に開かれた施設運営

施設等の状況(実施率が低かった項目)

- 所内体制と共通理解

- 責任者の選定等、名札や来訪者証の着用、防犯講習や防犯訓練の実施、合言葉等による職員間の伝達手段

- 関係機関連携

- 地域団体との連絡先共有・情報交換体制
- 警察署等によるアドバイス

- 街灯等の維持管理等による地域住民との協同

- 緊急時の対応

- 家族等や地域団体等との連絡体制、具体化した事態への警戒体制構築
- 緊急連絡網や合言葉等による職員間の協力体制構築

県としての対応

- 講習や訓練の実施
- 警察署等への相談



平成28年10月17日障福第406号により通知・依頼するとともに、警察において対応中。

- 責任者の選定等
- 緊急連絡網等の連絡体制
- 緊急時の職員の対応方針
- 地域団体等との日ごろの連携・情報共有体制

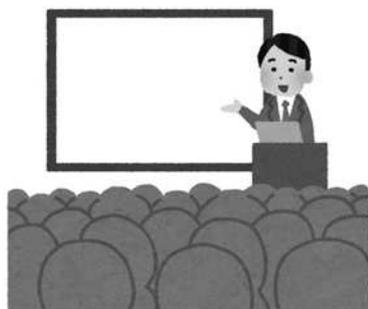


施設の管理という側面から、予め定めておく必要があるもので、県として、この取組を支援する。

事業の概要

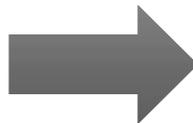
危機管理講習会の開催

8月に2回開催予定



アドバイザーの派遣(施設訪問)

30施設程度と想定



ねらい

• 講習会

- 危機管理及び防犯に関する基本的な知識と必要な対応について啓発することにより、危機管理体制を構築する役割を担う管理者等幹部職員の意識向上を図る。

• マニュアル作成

- 実際の危機管理体制構築にあたり、どのような規程を整備し、どのようなことに留意すべきかについて効果的な事例を周知するとともに、マニュアル作成を通じて自施設等の現状把握を促す。

• アドバイザー派遣事業

- 危機管理体制構築を行うにあたり、現状分析や生じた疑問等の解決のための助言を行うことで、各施設に応じた体制構築を促す。

障害福祉施設等の危機管理講習

防犯対策の ソフトとハード

平成29年8月9日

防犯コンシェルジュ
(県警察本部生活安全部長指定第28-14号)

杉森 和夫

危機管理について

福祉施設等の身近にある危機の例……

- ・災 害…地震、台風などの自然災害や火災等
- ・病 気…ウイルスなどによる感染や食中毒等
- ・事 故…施設内で発生する転倒などによるケガ等
- ・事 件…不審者などによる犯罪行為や内部不正等

管理とは……

正常な状態を維持し、施設の機能を統制、
コントロールできる状況

施設の機能や目的に対して、
あるべき姿を描き、想定される
危機に備える組織や体制をつくること。



- ・施設の脆弱なところを見出し
危機に対する改善策を立てる
- ・危機管理のマニュアル化

施設の脆弱なところを見出すには

施設内で起こった過去の
ヒヤリハットを思い起こす事が
次の対策を生む

転びそうになった、ぶつかりそうになった、深夜外で大声が聞こえた、鍵が壊されていた、知らない人がいた、花壇が荒らされていた、タバコの吸い殻が落ちていた、紙が燃やされていた…等々

防災と防犯の考え方の違い

防災対策の基本は

早期発見と早期避難、起こった後いかに被害を少なくするか、つまり減災にある

防犯対策の基本は

外部からの侵入に対して閉じこもり災難に遭わないようにする、身(財産)を守る防御の姿勢を取る(防犯)にある

・建築基準では換気や採光のため開口部が必要

・消防法では避難できる開口部が大切
二方向避難が基本

災害時は建物の中から外へ、が基本的な考え

・防犯対策はいかに開口部を少なくするか、強くするかになる

法に触れない範囲の防犯環境づくりが基本的な考え

防犯活動の基本としていること

「防犯」には防犯意識の向上が最も大切

- ・ 防犯意識が無ければ
防犯対策は生まれません!!
- ・ 防犯対策がされても
防犯意識が無ければ
活用されません!!

犯罪は異常なこと

身の回りで……

- ・何が正常で
- ・何が異常か

日常の館内巡回時に発見するには

気付きの感性を高める必要がある。

防犯は犯罪を未然に防ぐこと

犯罪が成立するには・・・

「加害者」と

「被害者」と

「出遭う場」が

なければ犯罪は成立しない。

消火の三原則・・・冷却・窒息・除去

犯罪をなくすためには

原因を無くす

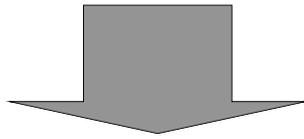
加害者(犯罪者)を
つぐらない工夫

機会を無くす

被害者にならない工夫
出遭いの場を無くす工夫

犯罪に遭わないためには・・・

被害者にならない、
加害者と出遭わない工夫



防犯環境設計

防犯環境設計の手法とは・・・

四つの防犯対策

- 1.被害対象の強化・回避
- 2.接近の制御
- 3.視認性の確保
- 4.領域性の確保

対策はソフト、ハード両面から

・不法侵入対策例

	ソフト面	ハード面
1.被害対象の強化・回避	・その場に置かない ・銀行や貸金庫へ	・開口部を強くする ・金庫を防盜仕様とする
2.接近の制御	・足場になる物を置かない	・センサによる検知 ・警報装置等の設置
3.視認性の確保	・見通しをよくする ・死角を無くす	・防犯灯で明るくする ・防犯カメラを設置する
4.領域性の確保	・環境浄化活動 ・巡回パトロール	・防犯まちづくり ・近隣との連携システム

過去の事例から気づいたこと

- ・外来者の動線管理、来訪者区分
- ・夜間の入退館管理
- ・鍵や暗証番号管理
- ・異常の気づきを職員が共有する
- ・異常事態の通報や発信方法
- ・防犯対策システムや機器の熟知

- ・外来者の動線管理、来訪者区分

- ・入館ルート制限
- ・職員以外の来訪者が一目で判るような表示

- ・夜間の入退館管理

- ・職員が手薄になる曜日や夜間の体制でできる
- ・一か所に限定した宿直員、警備員などの配置

- ・鍵や暗証番号管理

- ・退職者が鍵管理などに携わっていた場合など

- ・異常の気づきを職員が共有する

自分以外の職員に出来るだけ早く知らせる

- ・異常事態の通報や発信方法

施設内での連絡手段、外部への通報手段

- ・不審者とは……

敷地内に立ち立った時点で不法侵入
判断が難しいので声掛けが大切
用件を尋ねて明確に答えられるか

防犯対策システムや機器の熟知

施設に備えてある機器、システムを知る
使い方や動作原理を知る

- ・ センサー、カメラ、警報器、通報機など
- ・ 一人では対処しないこと
- ・ いざという時は消防用設備も活用する
- ・ 防御は身近なものも活用、
しかし相手を刺激しない

既存の施設には後付けの機器

- ・ 電源が取りにくい
電池式の機器・ソーラー式
- ・ 配線がしにくい
ワイヤレス式の機器

防犯マニュアル化への提案

- ・休日、夜間の職員体制と連絡網
- ・休日、夜間の施錠確認とルール
- ・関係者以外(不審者含む)との対応方法
- ・備えてある防犯設備・機器の活用方法
- ・日頃の防犯意識、改善意識の維持、
具体化の予算確保と実施ルール

ご清聴有難うございました。

END

防犯マニュアル作成の要点と意図

1 防犯マニュアル作成の目的と配慮事項

【目的】

防犯の視点から不審者の侵入に備える。

【配慮事項】

早期に作成する。

- ・適宜必要な見直しを行っていく。

事件発生から当園が取り組んできた内容をまとめる。

- ・取組の明記
- ・通知類を参考資料として添付

次の通知を踏まえる。

- ・「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成28年9月15日付け厚生労働省4課長連名通知）

（別添）社会福祉施設等における点検項目

外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、事件の検証結果を踏まえ、現段階で必要と考えられる点検項目を整理

- ・「障害者支援施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成28年9月16日付け障福350号神奈川県障害福祉課長通知）

2 防犯マニュアルの概要

目次

- 1 基本的事項
- 2 防犯体制
- 3 防犯の日ごろの取組み
- 4 不審者情報、犯行予告があった場合の対応
- 5 -1 不審者が立ち入った場合の対応（平日の日中の場合）
- 5 -2 不審者が立ち入った場合の対応（土日祝日の日中の対応）
- 5 -3 不審者が立ち入った場合の対応（夜間の対応）
- 6 110番通報の要領
- 7 防犯用品の使用
- 8 利用者の避難
- 9 負傷者の発生・応急対応
- 10 アフターケア

添付資料

- 1 社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について（平成 28 年 7 月 26 日付け厚生労働省 4 課長連名通知）
- 2 施設の安全管理の徹底について（平成 28 年 7 月 27 日付け障福第 239 号神奈川県保健福祉局長通知）
- 3 当園の防犯対策について（平成 27 年 7 月 26 日付け周知徹底通知）
- 4 鍵貸出・返却チェック表（平成 28 年 7 月 28 日周知）
- 5 P H S から警備員への連絡について（平成 28 年 7 月 29 日周知）
- 6 P H S 短縮ダイヤルの設定について（平成 28 年 9 月 21 日周知）
- 7 津久井やまゆり園の事件を受けた当園の防犯対策等について（平成 28 年 8 月 1 日・2 日職員会議資料）
- 8 津久井やまゆり園の事件を受けた当園の防犯対策等について（平成 28 年 8 月 2 日付け家族・後見人あて園長通知）
- 9 津久井やまゆり園の事件による不安を和らげるこころのケアについて（平成 28 年 8 月 17 日付け障福第 293 号神奈川県障害福祉課長、がん・疾病対策課長連名通知）
- 10 中井やまゆり園危機対策会議運営要領（平成 28 年 9 月 12 日改正）
- 11 障害者支援施設等における防犯に係る安全の確保について（平成 28 年 9 月 16 日付け障福第 350 号神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課長通知）

3 各項目の要点と意図

（1）基本的事項

不審者の侵入があった場合のとるべき対応、優先させる対応を記載

（2）防犯体制

防犯管理責任者の指定

- ・不在時の取扱い

防犯対策の所管会議の指定

- ・当該会議で分掌する事務

情報総括責任者の指定

- ・不在時の取扱い

警備体制

- ・いつ、だれが、何を行うか

機械警備

- ・何により、いつ、だれが、どうやって行うか

施錠管理

- ・施錠箇所と施錠時間等

鍵の貸出及び返却

- ・ルール

施設設備

- ・防犯用品、通報・監視、居住棟への侵入防止対策

職員の訓練

- ・何を、どうやるか

警察署等関係機関との連携

- ・いつ、どのような依頼をするか

利用者家族との連携

- ・いつ、どのように連携をするか

(3) 防犯の日ごろの取組

巡視

- ・職員の行動ポイント

来訪者の確認

- ・確認ルール

来訪者への挨拶・声かけ

- ・声かけの具体例

来訪者の予定

- ・どうやって確認するか

土日祝日の日中における警備員巡視中の日直者の対応

- ・どうするか

園内行事開催時の配慮

- ・何に配慮するか

通勤途上の確認

- ・職員はどうするか

(4) 不審者情報、犯行予告があった場合の対応

不審者情報を得た場合の対応

- ・どこに何を行うか

犯行予告がなされた場合の対応

- ・何を行うか

(5 - 1) 不審者が立ち入った場合の対応 (平日の日中の場合)

不審者かどうかの見極め

- ・どうするか
- ・不審者かどうかの判断基準

退去を求める

- ・退去を求める判断基準
- ・どのように対応するか

隔離・通報

- ・ 隔離する判断基準
- ・ どのように対応するか

利用者と職員の安全確保

- ・ 職員間で情報を伝達できる「合言葉」の設定（園内放送、サイン）

（ 5 - 2 ） 不審者が立ち上がった場合の対応（土日祝日の日中の場合）

- ・ どのように対応するか

（ 5 - 3 ） 不審者が立ち上がった場合の対応（夜間の場合）

- ・ どのように対応するか

（ 6 ） 110番通報の要領

- ・ 具体的な応答事例

（ 7 ） 防犯用品の使用

- ・ 具体的な使用方法

（ 8 ） 利用者の避難

- ・ どうするか

（ 9 ） 負傷者の発生・応急対応

- ・ どうするか

（ 10 ） 事後対応

- ・ 本庁、家族への連絡、メディア対応

（ 11 ） アフターケア

- ・ 利用者、職員の心のケア、防犯体制の見直し、家族会の開催

障福第350号
平成28年9月16日

各県所管域
指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所
指定障害児入所施設
指定障害児通所支援事業所

} 管理者 様

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課長
(公印省略)

障害者支援施設等における防犯に係る安全の確保について

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日ごろよりご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、津久井やまゆり園で発生した事件を受け、別添のとおり、平成28年9月15日付 雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連盟通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」が発出されました。

つきましては、厚生労働省通知及び「社会福祉施設等における点検項目」を参照し、貴施設での防犯に係る安全確保について状況確認と取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先
施設指導グループ 佐藤
電話 045-210-1111 (内線 4724)

雇児総発 0915 第 1 号
社援基発 0915 第 1 号
障 障 発 0915 第 1 号
老 高 発 0915 第 1 号
平成 28 年 9 月 15 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について (通知)

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことから、本年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号・社援発 0726 第 1 号・障障発 0726 第 1 号・老高発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」により、あらためて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった入所者や利用者等（以下「利用者」という。）の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところです。

この点、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保（以下「防犯に係る安全確保」という。）がなされた社

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願いいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

記

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配慮すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圏等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

(別添)

社会福祉施設等における点検項目

1 日常の対応

(1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
 - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）
 - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）

例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交

換する。

- ③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

- ④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

- (6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途中で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示してい

るか。

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
 - ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
 - ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
 - ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。
また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。
 - ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的なおそれがあると判断し

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対し利用者から離れた場所へ移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたづらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記（１）の体制を確保する。

